

長野県PTA安全互助制度 見舞金給付規程

第1章 総則

(趣 旨)

第1条 この規程は、長野県PTA安全互助制度（以下「本制度」という）運営規約（以下「本制度規約」という）第10条第2項及び第15条に基づき、見舞金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 見舞金の適用

(適用事故)

第2条 見舞金の給付は、本制度に加入している単位PTA及び付随して構成されている長野県内のPTA連合会（県PTA、郡市PTA、郡市PTAを構成する郡市町村PTA）が主催又は共催する活動中の事故に適用する。

2 行事又は活動開催場所と自宅との通常経路による往復途上について、第4条第1号のみ適用範囲に含めるものとする。

(適用対象者)

第3条 見舞金の適用対象者は次のとおりとする。

(1) 傷害見舞金及び特例見舞金の適用対象者

- イ 本制度に加入している単位PTAの会員（保護者及び教職員）
- ロ 本号イの会員と同居する親族
- ハ 本制度に加入している単位PTAより、事前にPTA活動（事業・行事等）への参加を認められた協力者
- ニ 本制度に加入している単位PTA及び付随して構成されている長野県内のPTA連合会より職務の委嘱を受けた者のうち労働者災害補償保険の適用を受けない者

(2) 賠償見舞金の適用対象者

- イ 本制度に加入している単位PTA及び付随して構成されている長野県内のPTA連合会
- ロ 本号イの管理監督責任者

2 学校管理下の学校行事について、PTA活動としてこれを支援する目的で参加した場合、その学校に在籍する児童・生徒（独立行政法人日本スポーツ振興センター法による補償対象者）及び教職員（公務災害補償法による補償対象者）は本制度による見舞金の適用対象者から除外される。

第3章 見舞金の種類及び内容

(見舞金の種類及び内容)

第4条 本制度により給付する見舞金の種類及び内容は次の各号のとおりとする。

(1) 傷害見舞金

第2条の適用事故により、適用対象者が傷害を被ったとき、次の見舞金を給付する。

イ 死亡見舞金

適用対象者が事故の日から180日（事故の日を含む）以内に、直接の結果として、死亡した場合、適用対象者の法定相続人に別表1 傷害見舞金・賠償見舞金の給付額 ①傷害見舞金（イ）死亡見舞金 に基づき見舞金を給付する。

ロ 後遺障害見舞金

適用対象者に直接の結果として、後遺障害が生じた場合、別表1 傷害見舞金・賠償見舞金の給付額 ①傷害見舞金（ロ）後遺障害見舞金 及び 別表2 後遺障害見舞金給付基準 に基づき見舞金を給付する。

ハ 入院見舞金

適用対象者が直接の結果として、平常の業務に従事すること、または平常の生活ができなくなり、入院によって医師の治療を受けた場合は、その状態にある期間に対し、事故の日から180日（事故の日を含む）を限度として、別表1 傷害見舞金・賠償見舞金の給付額 ①傷害見舞金（ハ）入院見舞金 に基づき見舞金を給付する。

ニ 手術見舞金

適用対象者が事故の日から180日（事故の日を含む）以内に病院または診療所において、傷害の治療を直接の目的として、別表3 手術見舞金給付基準 に基づく手術を受けたとき、別表1 傷害見舞金・賠償見舞金の給付額 ①傷害見舞金（ニ）手術見舞金 に基づき見舞金を給付する。尚、1事故に起因する傷害について、1回の手術に限る。

ホ 通院見舞金

適用対象者が平常の業務に従事することまたはその直接の結果として、平常の生活に支障が生じ、病院または診療所に通って医師法に基づく医師の治療を受けた場合は、事故の日から180日（事故の日を含む）以内かつその通院日数に対し90日を限度として、別表1 傷害見舞金・賠償見舞金の給付額 ①傷害見舞金（ホ） に基づき見舞金を給付する。尚、平常の生活または業務に従事することに支障がない程度に治癒したとき以降の通院に対しては給付しない。

(2) 賠償見舞金

第2条の適用事故において、適用対象者が故意または重大な過失によらずして他人の身体及び財物に損害を与えたことにより、法律上の賠償責任を負い、賠償金額に対して保険金が不足する場合、別表1 傷害見舞金・賠償見舞金の給付額 ②賠償見舞金 に基づき見舞金を給付する。尚、この保険金とは本制度の団体保険及びその他保険による保険金の総額を指し、不足額には自己負担額（免責金額）を含むものとする。

(3) 特例見舞金

本制度の趣旨に照らし特段考慮すべき事情があるとき、特例として常任理事会の決定により、別表4 特例見舞金給付額 に基づき、見舞金を給付することができる。

2 見舞金は重複して給付を受けることができる。ただし、1事故または1件における見舞金の給付総額は10万円を限度とする。

- 3 本制度規約第13条第1項及び第2項が適用されたとき、定められた給付額を減額することができる。
- 4 別表に示す見舞金給付の基準（所定の割合または倍率）は、本制度規約第3条第1号の団体保険契約を締結している保険会社の基準を適用する。

第4章 見舞金の請求

（請求者）

第5条 見舞金の請求者は次の者とする。

- (1) 傷害見舞金及び特例見舞金
受傷した第3条第1号の適用対象者とする。ただし、受傷した適用対象者が未成年者の場合はその親権者、死亡した場合はその法定相続人とする。
- (2) 賠償見舞金
賠償請求を受けた第3条第2号の適用対象者とする。

（請求方法）

第6条 見舞金を請求する者は、次の書類を本制度の係に提出しなければならない。

- (1) 傷害に対する見舞金（傷害見舞金・特例見舞金）
本制度団体保険事務取扱概要に示す様式、その他本制度の係が提出を求める書類
- (2) 損害賠償に対する見舞金（賠償見舞金・特例見舞金）
本制度団体保険の賠償事故用様式、その他本制度の係が提出を求める書類
- (3) 第3条第1号ハの者
本条第1号又は第2号及び参加を認めた単位PTA会長による証明書
- (4) 第3条第1号ニの者
本条第1号又は第2号及び委嘱した単位PTA会長又は長野県内のPTA連合会会長による証明書

第5章 見舞金の審査及び給付

（審査）

第7条 見舞金給付の審査は次のとおりとする。

- (1) 傷害見舞金
専務理事が審査する。
 - (2) 賠償見舞金及び特例見舞金
常任理事会において審査する。
- 2 審査結果及び給付実績は、理事会及び常任理事会において報告する。

(給付)

第8条 審査で承認された見舞金の給付は、次のとおりとする。

- (1) 死亡及び後遺傷害に対する見舞金
承認を受けた会計年度末までに給付する。
- (2) 本条第1号を除く見舞金
承認を受けた月末までに給付する。

(不給付)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合、見舞金を給付しない。

(1) 見舞金共通の事由

- イ P T Aが主催共催する活動でないときの事故
- ロ 給付の原因が故意によって生じたとき
- ハ 給付の原因に虚偽の事実があったとき
- ニ 請求または受領に不正の事実があったとき
- ホ 地震、噴火、津波などの天災によるとき
- ヘ 自殺、けんか、犯罪行為、闘争行為によるとき
- ト 無資格運転、酒酔い運転によるとき
- チ 酒酔いの状態もしくは薬物の影響による事故
- リ 事故発生後1年以内に請求がなかったとき
- ヌ その他、審査委員会で見舞金の給付が不相当と認められたとき

(2) 傷害見舞金に関する事由

- イ 脳疾患、疾病、心神喪失による傷害
- ロ 保険医療施設でないところで、健康保険のきかない施術を受けたとき
- ハ 他覚症状のない(医学的諸検査で異常が認められない)腰痛やむちうち症。
- ニ 山岳登山、ボブスレー、リュージュ、ハンググライダー等特に危険なスポーツを行っている間の事故
- ホ 妊娠、出産、流産によるとき
- ヘ 戦争、外国の武器行使、革命、内乱等

(3) 賠償見舞金に関する事由

- イ 自動車・車両の所有、使用または管理(借用を含む)に起因する賠償責任
- ロ 単位P T AまたはP T A連合会が所有、使用または管理(借用を含む)する財物の損壊に対し正当な権利を有する者に対して負担する賠償責任
- ハ 単位P T AまたはP T A連合会と第三者との間に損害賠償に関し特定の約定がある場合において、その約定によって加重された賠償責任

第6章 積立金の管理

(積立金の管理)

第10条 本制度規約第6条第4項の積立金は、専務理事が管理する。

- 2 積立金は銀行預金または郵便貯金とし、利息は積み立てるものとする。
- 3 本制度規約第12条に基づく監査において、会長及び専務理事は、金融機関による積立金の残高証明書及び見舞金給付の執行内容が分かる書面を提示しなければならない。
- 4 積立金を清算する場合、その経費は積立金の残金をあてることができる。

第7章 見舞金給付事業の停止

(手続き等の停止)

第11条 次年度に積立金の残高が見舞金の請求額に対して不足すると常任理事会が判断した場合、会長は直近の理事会において、本規程の廃止を付議しなければならない。

- 2 本条第1項が適用された場合、会長は見舞金給付事業の廃止を会員に遅滞なく予告しなければならない。

第12条 積立金の残高を超過する請求が生じた時、当該事故の請求をもって見舞金請求の受付及び給付を中止し、本規程を停止する。

- 2 本条第1項が適用された場合、会長は直近の理事会または臨時理事会において、本規程の廃止を付議しなければならない。

第8章 補則

(規程の変更及び廃止)

第13条 この規程の変更又は廃止は、理事会の決議によるものとする。

(委 任)

第14条 この規程に定めるもののほか、見舞金給付事業に関し必要な事項は、常任理事会にて決定する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、令和2年2月14日から施行する。

制定 平成21年6月1日

平成26年2月13日 一部改正

平成28年11月15日 一部改正

令和元年5月24日 全部改正

令和2年2月14日 一部改正

【別表】

別表1 傷害見舞金・賠償見舞金の給付額

見舞金の種類		見舞金給付額	
①傷害見舞金(※1)	(イ) 死亡見舞金	10万円(※2)	
	(ロ) 後遺障害見舞金	限度額10万円	
	(ハ) 入院見舞金	入院認定1日につき1千円(※2)	
	(ニ) 手術見舞金	1千円×所定の倍率【所定の倍率：入院10、その他5】(※2※4)	
	(ホ) 通院見舞金	通院認定1日につき1千円(※2※3)	
②賠償見舞金(※1)	対人	1人 限度額10万円	1事故 限度額10万円
	対物	1事故 限度額5万円	

※1 傷害見舞金(イ)～(ホ)、賠償見舞金は重複して給付を受けられますが、加算総額10万円が限度となります。

※2 傷害見舞金の適用期間は、事故の日から180日間です。

※3 通院見舞金は、通院日数が90日を超えた分は給付されません。

※4 手術見舞金は、1事故1回の手術に限り給付します。

別表2 後遺障害見舞金給付基準 ※別表1 後遺傷害見舞金の給付額欄に掲げる限度額に次の割合を乗じた金額

後遺障害程度	割合
両眼が失明したとき	100%
咀嚼やおよび言語の機能を廃したものと 両上肢をひじ関節以上で失ったもの	
胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの	89%
咀嚼くまたは言語の機能を廃したものと 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの	78%
両耳の聴力を全く失ったものと 1上肢をひじ関節以上で失ったもの	69%
胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1下肢の用を全廃したものと	59%
咀嚼くまたは言語の機能に著しい障害を残すものと 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したものと	50%
胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 1上肢に偽関節を残し、著しい運動障害を残すものと 脊柱に運動障害を残すもの	42%
1下肢を5cm以上短縮したものと 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの	34%
鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すものと 咀嚼くまたは言語の機能に障害を残すものと	26%
1下肢を3cm以上短縮したものと 両眼の眼球に著しい調節機能障害または運動障害を残すものと 脊柱に変形を残すもの	15%
1眼のまぶたに著しい運動障害を残すものと 1耳の耳殻の大部分を欠損したものと	10%
正面視以外で複視を残すものと 胸腹部臓器の機能に障害を残すものと	7%
1眼のまぶたの一部に欠損を残し、またはまつげはげを残すものと 1手の母指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	4%

(注) 詳細は、損害保険会社の傷害保険普通保険約款の規定を準用するものとする。

別表3 手術見舞金給付基準

① 公的医療保険制度に基づく医科診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術	ただし、創傷処理、抜歯など見舞金給付対象外の手術があります。
② 先進医療に該当する診療行為	ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為など見舞金給付の対象外となるものがあります。

(注) 詳細は、損害保険会社の手術保険金の給付倍率を準用するものとする。

別表4 特例見舞金給付額

	発生の状況	態様	給付額
①	別表1に類するが保険金の支払いを受けられない場合で、特段の考慮すべき事情があるとき(勤務先から活動場所への移動中など)	傷害・死亡	限度額10万円
		後遺障害	限度額3万円
		損害賠償	限度額3万円
②	PTA活動に起因する疾病	重篤疾病・死亡	限度額10万円
		後遺障害	限度額3万円
③	PTA活動に起因しないが、PTA活動中に発病した疾病	重篤疾病・死亡	限度額3万円
		後遺障害	限度額1万円